

落丁資料が出来たから見ておね。

19 看

入れておいたから今のは今の95%万とほ  
関連はないと思います。

建設省化粧便

みてか

19 看

けい、れかありました。

もう少し悪く下水道条例のですね。これの議案附  
録の33ページ、第3条の第4号、ここに醸造、製氷、  
製紙、などが下水道の沟で排水をされたというこ  
とであります。これが製紙の場合のため、非常に高層の  
化学薬品を使うので、処理をして後もいくらかで万  
ゆ、ヘドロが残すといふことで排水汚泥との関  
係であります。そういうふうには委員会として結論出しあ  
げたい所です。

建設省化粧便

このへんはまだあつたが、当時から一応答弁  
をや頼んでいます。

19 看

これ、自分で申し上げますのがいいと、静岡  
県の市では、向こうで非常に紙の産地ですね。  
大きな問題に行き、一、漁業権との問題で関連  
しています。特に漁業権が一元處理場から

海岸へ流れていた場合にてある。今先出ていたもの  
理せじの関連ですかね、コントローー、漁業権と  
の関連ですかね、北信村といふところの問題で大土  
上尾を引立つたがる気がおろさんであります。

### 議　事

休憩いたします。(午前11時22分)  
再開いたします。(午前11時22分)

### 19 看

これは当所から市道認定をして頂いてます。  
これがから市道認定ですか、203号ですか、栗園さん  
のところの204号ですか、米須さんと二十三から栗園  
さんのところに出てくらしきが、米須さんとゆめと二十三か  
ら道は割と広い跡であります。中間にちろんすお持  
いし、西入口ですかね、何かから狭い跡ですねが、  
方を認めて、二十三と二十三は一緒に委員会としては  
認めていたところが、それで認めていた跡であります。現場調  
査をおされたいが。

### 建設常任委員会

現場はあわしてかいんですが、大体田面でです  
ね、場所をみて特に道路行政にかかれては前  
にも申し上げましたが、今までの道路行政につきま  
では手算ともがけ合ひましたとしてある程度厳重に  
調査しておべきだというふうな考え方についてございましたが、  
今は物どり道路や市道認定され、そしてタール舗  
装ですか、うちへつかせられていろ跡でございま  
す。今いわ一つの道路の整備という面から市道認定

をうねる河岸はタール舗装、いろいろな道路の整備もまだ、これが原因かどうかは分かりませんが、今、陳情者の認定してくれといふふうなことはございません。しかし、私が宜野湾市に住んでいたときの徹查を聞いて、市道認定を行った時期はカレニえてからじやないかと、ある程度後道路ももれなく、この地域住民がそれだけの利用価値、ある道路であるならば一緒に認定がべきにやあからうかといふことを考ふて委員会としてもう一つの査定の対象としてあります。

### 19 看

この面については、私も同意であるが、何分しら両入口が小さくてですか、中の方は大きいと感じてありますか、されば委員会一。

### 建設部による意見

これがハートリであります。前の市道認定の場合も二つほどの箇所がございました。入口は小さくてですね、又見てかうものはほんわか工事の時もでありますか、地域住民の協力を取ってかうふもみは解消していくに至りました。これは当時に申し入れてあります。この場合も幅員につきましてはどちらかがかり基準にはすこしあく工事費拠工の場合にはやっていただきましたが、これは申入れてあります。

### 19 看

・けい子解してね。 . . . . .

## 議長

休憩いたします。(午前11時25分)  
再開いたします。(午前11時31分)

## 建設岸化審査会

この件については当局が審査をさせていただきます。

## 助役

今度の二質問につきましてはたしかにそういう製紙等の化学薬品等の処理については直接排水が本排水いたしました場合には自らゆう公害が生じるという心配は十分あると見受けます。そういう点を想定いたしまして17条例の13条、14条等においては除害施設の設置等の指示、又排除の制限等を行なうことまでありますので、十分実情を調査いたしました。そして細かい規定について規定を設けられ、いわゆる規則等を設けて善処していく所と考えております。

## 19 看

件の詳しいです。答弁す。

## 4 看

公有水面の使用並びに許可願いについて。さあつて方聞えましたのでですが、これは当局の意見も公開しないでいた事であります。

## 議長

休憩いたします。(午前11時33分)

## 議　會

再開いたしました。(午前11時33分)

## 建設常任委員会

当所に付し申しあげて、二つ以上の陳情があるし、それから漁業権の問題、そういうのも発生しておるので、早く二つ以上のことを着実にいたすためにこの二つの要望は尊重として受け入れてあります。

## 牛　　着

私の質問はさうじて二つことは、結局、今第一次埋立や施工に至りまして、第二次埋立、つまり別の地域の開発といふ面で既に既に開発で市当局がこれから何とか一帯の開発が構想がこれからねらわれちんじやないかと思ひますから、今時既にせめて個別に権利を有して何した場合にはそれが阻害にならぬが、それが當局やらの取扱いの話である。

## 建設常任委員会

併し、当所から出てまいります。二つ陳情の内容を摘要いたしました。

## 牛　　着

今の段階では許可願って、これを許可するという二つにすれば次は政府にこれを出しまして、政府からある程度これを副本を出してくれと仰るが了解の上に來るにが、許可願を決定した場合に市として許可しなればならぬ問題になりますが、その場合にももう二つ陳情ある場合は開発の許可があつた場合

には、非常に意見が分かれていて、その点が問題で争  
いがち考えられてますが、その点はまだ審査の対象  
にしておる段階ですね。

#### 建設業者意見

本陳情に付ければ、やがて文自体が非常に  
ややこしいので、宜野湾市で埋立の許可権限と  
いうものがなき段階であります。 たゞ、委員会として  
いわれてこれヨットバーをつくろ。それでして、ついで  
宜野湾市の埋立事業に対する支障はないですか。  
埋め立てにもれに付けて支障はないですか、ない  
事業はないですか、宜野湾市にとってアラスにかかる  
心づか、うそい面から考えられ、もし政府が許可  
を出すならば、宜野湾市としてもよいじやないかという  
結論でやつてあります。

#### 牛 看

これから宜野湾市も既に開拓といふのは市で  
立派で、ある程度進めて、既に開拓といふも  
う当然今後立されなければならん問題でございま  
すが、これ中に構想はないもトドセマガ。今後開拓  
構想の中におりにまれに場合に、個人の権利がうこ  
に発生した場合には阻害されるが、その点は調  
査まで例下せられたがどうかといふことをお聞かせいた  
いとあが、今ニオマサガオハ構想があるといふこと  
でありますから、それでいい旨でござります。以上。

#### 12 看

私も陳情8号について質疑を行ないます。宜野  
湾市議会

渾水市今後事業すべきまでの統合開発計画、只今  
牛舎さんが懸念しておられる問題件私も同感  
であります。されば、牛舎が賃貸業者とされま  
してので、私の方の意は有りて、疑問とあることは  
聞えましたが、当所に右側へおられますが、この事情  
はヨットバーにておられやラジヤー産業へどうで  
ありまけれども、実際問題として埋め立て半年、  
1ヶ月はラジヤー産業らしいことやつて、計画的作例  
産を立て、公害を引き合二万坪の企業をして  
くろだらむおられればいいかどうか。されば心配す  
る訳ですが、勿論宜野湾市に埋立権はござ  
いません、私トヨ埋立許可をする場合には宜野湾  
市の同意を求めるべきの事。されば市当局  
は条件をつけて同意を取るが、白紙で同意を行  
なうが、されば市長の方考え方をお聞かせ願いた  
い。

### 市長

お答えいたしました。埋立権につきましては、認可  
件勾留有づれや3通り 15万坪以内は知事の権  
限でござります。しかし、宜野湾市におかれてもと  
残された30万坪の認可がござります。県の方針  
としては市町村、県或は國以外に対しては公有水  
面の埋立は一切止められ、宜野湾市においても今  
後残された30万坪が今まで方式で国場と契約  
して、国場から賦役して埋め立てると認め取  
り消したり、認可しまといふことはござり建設部省と  
一緒に副知事を会ったときに、埋立促進のとおり行  
はれたときに付りおられております。されば再授  
与の方法と云ふことで、市であります。この問題につ  
いては

されどもし県に埋立申請を下す場合に市長は埋立の副申せられてこれといわれた場合には副申せつけられないと想ひます。うつて意味でこの問題は今後市町村の底層開発計画の中には市町村が権限あるべき問題だという二点を私は理解しております。

## 12 県

こうへうふうに受け取っておしゃりますが、議会の方で埋立とらしいなというふうに採択しても責任ある執行部としては公害企業が来るかも知れません。一方埋め立てに上げ、埋立後はどうでもおらずおらずながらもうおうておうてではできセトので、議会の方で採択しても執行部としては慎重に検討するといふふうにして受け取っていいですか。

## 市長

おっしゃる通り副申せつけられないと想ひます。

## 12 県

うりやん、けい、わかづいた。

## 議長

以上、7案件について委員会別審査の経過並びに経過報告がかりました。本報表につきましては終りです。ほかになければ委員会報告も終ります。

## 議 長

休憩いたしました。(午前11時45分)  
再開いたしました。(午後1時20分)

## 議 長

日程第6回 説明第5号 1972年度宜野湾市公有  
水面埋立特別会計歳入歳出決算説明について  
ての討論を始めます。

## 議 長

討論を省略いたしましたが、一異議  
ございました。

## 議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたし  
ました。表決に付します。

説明第5号については原案通り説明するに  
てはご異議ございません。

(異議なし時)

## 議 長

ご異議ございませんので、原案通り説明するに  
ては承りました。

## 議 長

次回 日程第6回 説明第6号 1972年度宜野湾市  
工地区画整理第二地区清算金特別会計歳入歳  
出決算説明についての討論を始めます。

## 議 長

討論を省略いたしましたが、一異議ございません。

## 議 長

一異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

認定書交付については、原案通り賛成あります。一異議ございません。

(異議なし叶ふ)

## 議 長

一異議ございませんので、原案通り認定書交付に決定をいたしました。

## 議 長

次、日程第4回議案第142号、官署行湾市下水道条例についての討論を始めます。

## 議 長

本案につきまして討論を省略いたしましたが、一異議ございません。

## 議 長

一異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議案第142号については原案通り可決する二  
つに一異議ございません。

## (黒議題(呼ぶ))

## 議 長

○黒議○せいかせんにて、原案通り可決するに  
決意をいたしました。

## 議 長

日程第19、議案第144号 昭和41年度宜野湾市  
下水道事業特別会計補正予算についての討論を  
求めます。

## 議 長

本案につきても討論を省略いたしましたが、  
△本件は、○黒議○せいかせんが、

## 議 長

○黒議○せいかせんにて、討論を省略いたしました  
表決に付します。

議案第144号につきましては、原案の通り可決するに  
△○黒議○せいかせんが。

## (黒議せしと呼ぶ)

## 議 長

○黒議○せいかせんにて、原案通り可決するに  
決意をいたしました。

## 議 長

日程第20、議案第146号 昭和41年度宜野湾市水

道事業会計補正予算についての討論を求める。

議長

本案につきても討論を省略いたしましたと思いま  
すが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしま  
して表決に付します。

議案第146号につきましては、原案の通り可決する  
ことにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、原案の通り可決する  
ことを決定いたしました。

議長

日程第2 補正予算 宜野湾市の市債認定につ  
いての討論を始めます。

議長

本案につきても討論を省略いたしましたと思いま  
すが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしま  
して表決に付します。

議長

認定申請に付されしは、原案の通り認定有り  
にてご異議ございませう。

(異議なし時)

議長

ご異議ございませて、原案の通り認定有り  
にて承認をいたしました。

議長

日程第32、陳情第8号、公有水面使用並びに理  
立許可願についての質疑を許します。

12番

動議を提出いたしました。陳情第8号、公有水面  
使用並びに理立許可願についての質疑を許すを  
賛成する旨、建設常化委員会での審査が十分な  
ものない旨を示されたので、もう一度慎重に  
検討される所要望いたします。

(賛成時)

議長

承り、12番の崎間議員から陳情第8号につきし  
て乍ら審査が不十分のようであるので、再付託と  
して十分審査していく所存なりとの上にてござります。  
13かにご異議ございませう。

意見

## (異議申し立て)

## 議 長

二異議の件について、陳情者及び公有水面  
使用权使用並びに埋立許可願一につきましては再度  
建設審査委員会の方に付託をいたしました。

尚、審査の方についても、開会中に審査をして  
いたりました。次回例会にて報告を頼んでいた  
と見てお手元。

以上、建設審査委員会に付託いたしました案件  
の処理を終了いたしました。

## 議 長

次回日程第23、認定第4号 1972年度直野市一般会計歳入歳出決算認定について、日程第24  
議案第134号 期末予算の特別に関する条例について、日  
程第25、議案第143号 昭和47年度直野市一般会  
計補正予算につきましては、18日の本会議において  
執行部より審査会の方に審査を付託をいたしましたが、  
審査が終了いたしました報告書が届いております。  
本報告書の朗読を賄ていたしました。直ちに該務  
審査委員長の大川昇君にご報告を仰頼いたしました。

## 総務常任委員会

先の本会議において、本総務委員会に付託  
されました三案件につきまして報告申上げます。

認定第4号 1972年度直野市一般会計歳入歳  
出決算認定については、新規入の方で不納欠損  
額がございましたが、この決算額につきまし

は、大体不納税者の名前を本体見て付与され、注  
意の不明が多かつて、課税をしておらず、市外に行つた  
が、或はその行つた方が少からぬといふようではある  
が、大体の原因で本年度から2,000ドル余の不納欠損が  
出てゐるところです。

歳入につきましては、大体この程度が委員会の方  
より大体指摘いたしましたとございました。

それから歳出につきましては、特に8款の土木關係  
これが年度が12ヶ月を10ヶ月半といために執行が  
十分でない所があったといふことで、一応は不用額が出て  
しまつたが、これは大体全額現年度において計上  
して、現年度で廻り行中でござります。別に委員会にし  
られてこれについて指摘頂きましたもございません。  
全く一枚で当然これは認定すべきであるという  
ふうに決まりましたとしてござります。従つて、本案件  
は、本会議においても認定すべきであるというふうに  
委員会としては認定してござります。

次に議案第134号、期末年当と特例に関する案  
例については、これは例年12月入金後に付与する  
特例を設けて職員に期末年当の端額分を支給  
するとしてござります。大体類似市の浦添や  
沖縄太田川の方と一応は支給額を比べてみましたが、三  
年においては宜野湾の方がケレ額においては落ります  
といふことで、これが当然この程度は支給すべきである  
といふふうに委員会としていたしまして、委案通り可決すべき  
ものと決定してござります。

次に日程第25、議案第143号、昭和41年度宜野  
湾市一般会計補正予算につきましては、市の部長以下  
七、八名の提出された議案について、説明を貰取

し所から審査して寄り受けた。市歳入の方の市税の減、これは当局といひたしては当初予算に於ては120万過大見積りでござった、見積りを下すくしてやつたということで、せんこれだけは落とされればやらざる事ないにて市税の税額を修正してござります。  
その他歳入については別に疑問無ければナシでござる。しかしながらこれを加えて申レエケテ10万、今度の国有提供施設所在市町村助成交付金につきましても一元化を行なふて減額されてござりますが、これが何故か國有の土地で市が課税でうまいもんがやさいたためにこれだけ減額がされたといふ理由でござります。  
その他歳入については別に異議もなければございませんでした。

歳出につきましては審査会といひたしては、慎重に審査して寄り受けたが一部にこれよりはいにこづけござつた。たゞレタレ、10教の方の教育費、二小点につけては現在執行中でありますか、もう少しハサドをかけて年度内に工事を執行していく仕組みについてもお聞き、希望申レエケてこれもこの143号につきましては審査會に可決すべきものと決定してござります。

以上簡単にご報告申レエケテ17年とは當社の質疑に対する回答としてござります。

### 議　費

以上3議件について然後委員長別審査。結局並びに監査の報告がござつた。本報告に行き、質疑を許します。

9 看

執行当月に併用一レートでなければ、経済  
民生教育年次審査会に於いても色々現行制  
度の問題が指摘されたが、中でも健保会議  
の件、健康保険の予算審議の場合に、現行条  
例の予算の適用予算が非常に多い部でございま  
して、一例を挙げると、特殊勤務年当の制度  
が今月生ずるが如きと、来月4月度の予算  
審議の場合にどうだけりやうかと特殊勤務  
年当の性格をもつて十分に生かすべく条例  
を改めておいた、又改正をやさしめたことを  
ご存知なましだけれども、これが改正につれて市  
当局の手続改善、その他機関でこれが改正につ  
ての審議がなされておるやうだ。

結果として対象にされると、一回文部省にて受けた  
場合に、これを減額するには非常に大変な手續で  
ござります。また、現代アラスカルマーの件とも関連  
いたして、給与の一部でござりますので、年当は関連  
いたして給与の即成と皆さんの給与の中の特殊  
勤務年当との性格、それと現行の学校現場にお  
ける職員の給与、或は市の職員の給与等につい  
ての検討がなれて、4月会計年度からこの基本的  
な方針に沿って、則つてやる事務段階がで  
きるかどうか、そのへんについてはお聞かせ願います。  
併せて私がこれまで開きなましにやつて、皆さ  
な方は各部課に対して予算要求をなされた以  
前でござつた。4月、かく3月末で新年度の予算  
編成は終り、議会の審議に移る段階になつ  
ておりまつた。もう一つに意味で基本的にはシーケンス

参考立場をもつておられる請であります。

### 総務部長

お前が連れておいで。今お一質問でござりますが、当局の事務段階といいたしまして、各市町村の給与条例とおものが根本的に改めら必要があるじやないかどうかといふことで地方課としても各市町村から色々データーを集めて、それなりの処置を講じておる請でござります。4月1日、一式各市町村の地代を支拂う必要から向こうとしても原則を早目に流れさせることでありますといたして色々の資料を準備し、提出しておらなくてはござります。私共もしあれば先程来られた捕獲が判明したうえに色々うなづた面の根拠も十分いたしました。3月の実例会にはそれなりの措置を講じていただきたいという形で今、してくんである次第でござります。

### 9 県

どういう地方課とも連絡をもつて総務部のほうへいた助成率がどの限り、現行の改めてある年から非常にアンバランス状態です。一例を以て申しますと、同じ学校現場にカリキュラム20年働くいた事務職員が高校を出て2、3ヶ月の職員が総務部で多くなって、親子の段階でも総務部年数をもつたがらういうふうな格好になってしまっています。これは教育費もよくかかるからだと思つております。同じ学校現場で教育委員会の教育行政の管轄下に働く職員がこういうふうになつてゐる。

4月1日又、答申する。今、アラカルフターナー18,000円など

もござりませぬけれども、皆様方には現行33,000円のアラスカルフードのうち二万三千円でござりますが  
 二万五千円を体験でありますから、本俸に一括  
 して支給すべき性格のものであるからともかく、今、統  
 稔部長から、地方課からの指掌助言もあって、機会  
 あると行っておりまがいさがのもんですか。市長より。  
 これ非常に職員を勇気をして元気よくおけられ  
 い能力で市政に反映させるために御用事等御の  
 手帳でござりますので、これが一律33,000円となり  
 ますと、非常に不均衡な面が出てまいりがち。  
 ましてこのアラスカルフード額がどの程度でござ  
 うか見ても公平の額であるかどうか、必ずしもアラ  
 スカルフード自体や給与とは、直接には私は申上され  
 られませぬけれども、給与の性格からは半端は一部  
 に付けてあります。どういへば意味で二つ助成率を考  
 えれば限り、又、制度上の皆さんの条例を基本的に  
 考えを改め和限、こういったアンドランスの本態が一  
 通り実現行されてゐるといふことに付りますと、ある職員  
 においては望ましくありうてありますけれども、ある職員  
 においては減債へ処置が講じられるといふことは  
 これが必ず出て来る事です。どうぞお手せんがく  
 適正が大事をやっても減額に行き職員が出る可能  
 性が出てくる、こういった面は皆さん予算資料も集  
 りておられろし。只今、統総部長から地方課から  
 のアラスカルフード指掌助言もあらとうとしてござります  
 が、改めて新年度からこういった助成率について根  
 本明に一つ、私件ご要望を申上され所。以上で  
 す。

## 8 稽

収入の方ですが、市税、支給の税率が下(本)70.1%セキ、72~73ドーセキといふ方に住んでおりまが、この税率の徵收率の低下ですか、今上面と、それから法人の方が86.1%セキ。いわゆる市税の方は86.1%、支給税の方が82.これは法人関係けどううどくがあれに行つてありますか。決算のページですか。当局でもどうしゆうござります。

## 然税滞納状況

市税のペーセットであります。

## 8 稽

いわ、徵收率が下がつてありますか、どういうふうに下がつてありますか。その中で、法人のこれだけ徵收されておられる会社がつぶれてきたのでありますかと云うが、ついでに当局に50ページの道路新設改良費の中の不規範23,986について、今までと、排水新設改良費の18,000万円の不規範について。

## 然税滞納状況

二のけりですか。50ページの質疑につきましては、工事請負費ですか、この23,986について、41年度現年後につきましては執行中でございます。

今少し、もう一つの排水新設改良ですか、この額も大山公民館の後と、それから大謝和、それから神中山の3ヶ所ですか、現在執行中でございます。縦越で決算はこういふ方に住んでおります。

もう一つの二指摘の市税のパンチング窓について

市長税課長の方から、若手の方々に頼んでいた  
事。

### 市長税課長

お詫びいたします。今先にご質問叶、個人と法  
人とをせざる所以の徴収率がどうながるかとい  
うが質問でござりますが、これは個人の場合は一

### 8 稲

お問い合わせ意味ではございません。市税全体以  
ても徴収率が下がりておると在り、二中はどうゆうこ  
そであります結果に至つたが故に、又、いかゆつてお  
トト場合私に参考されらるるもつて徴収率が上が  
るべくじやあらうがと、86.11で評議の上ござりま  
すが、これが何の事かと云つておるがと、どうぞ  
個人と法人との比較で御理解下さいませ。

### 市長税課長

けい、わかりました。これについては、全体的に方へ  
て落としてござります。この大きな理由は、72年度は  
打ち切り決算のために、徴収すれば勿論整理期  
間も入れて5月15日で切られたものでございました  
が、3ヶ月年の徴収が減ったこと、4ヶ月と  
でこの成績はとつと落ちたことなどが大きな原  
因でござります。尚且つ法人についても打ち切り決  
算のために以後年に徴収できず徴収でき  
なくなつたと、請求料金が事業税がこれまでござ  
るが、事業税の場合が最後の第三期の納期が  
5月15日でござりまして、それ以後はござらず

いよいよ落成式となりました。打ち切り決算で3ヶ月半も微収期間が減らされました。今後はいつ頃完成するか。

19 看

議案第143号の補正予算についてお聞きしたいと思います。教育予算の中で学校建築費39ページですが、若林小学校の下りて校舎の建設についてあります。計1,160,000円補正されたりますが、この場合に下りて校舎を閉めて外と隔離入室をされたりもして、非常に小学校の教室が窮屈になってしまふといふことを聞いていたのですが、今後の見通しとして、次年度予算から下りて本校舎の建築が下りて内装が完成するといふ方向性ですか。委員会、或は当局として、どのような行動を取ったかというが、下りて校舎を閉めたい旨です。

#### 答 論議第143号

この現年度の補正については、委員会にて審査してござりますが、大体二ヶ月前から本校舎が2学級用、そして来年度も本校舎割当てがあるといふことでござります。

19 看

次に、これについては18日の本会議に並んで一式お聞きしておりますので、いつまでもプレハブといふ部にはいかないと思ふ旨です。二か月校舎のほかに増築をして、今後は予供達の教育スペースにどうがせりかね、そこをお聞きしたいと思います。

19  
191  
答へる事項

今月の質疑に於ける先生に二点をお願  
いしたいと思います。

教育費

お答え申します。現在、敷地内学校では普通  
教室が2教室不足であります。これは特別教室を  
普通教室に変えて使用しているため、417、現年度で  
3教室、普通教室3教室、特別教室1教室の割当  
があります。これはこれまで建設課の方で準備を進め  
てあります。ところが、これができないとしてもこれは現  
年度の割当です。来年度は増設する学校予定され  
てあります。自然増で3学級見込まれております。

うしおと新しい現年度で3教室割当があるから  
それだけには足りないといふことはあります。現在特別  
教室を2教室使用しているといふこと、それから来年  
度から特殊學級を2クラス設置申請をして下  
さるなります。どういふ意味で今まで3にもかく  
2教室は仮校舎がなければいけないからいつまで  
来年度の割当は申請してあります。まだ1つま  
けであります。48年度は今まで不足で、仮校舎  
としてアパートを借りても2教室つくりたいといふう  
に思ってあります。

19 着

數々の問題と関連してあります。来年度の自然  
増の3学級といふことです。運動場の広さと生  
徒数との関係であります。これは3教室増設をして  
ては、運動場の関連はどうあるべきです。・

## 教育委員長

先の志は、来年度の計画は、これから計画は体育館と用地、その他普通教室の建物、どういう形に有るか二つと学校と申し合わせて計画進めてあります。これはまだ敷小学校の場合、市内では最も敷小学校が膨張の傾向がありますが、二二二、三年うちに今校いなければいけないと、これは他の関係からも、又学校規模の関係からも今後しなければいけないと、今委員会では二二二、三年以内にこれを予定して今計画を立て、全体的で五年計画でどういくのをしろと、どういう計画立ててあります。

## 19 総

現在言えなくて、今と異常に過密になってるところです。

## 教育委員長

学校規模からすると、現在で七点五分あるので、二二二、三年うちに半分減らなければいけない。

## 19 総

私がお聞きしてるのは、教室と廊下の面積と用地との関連です。中、いかにも運動場が生徒一人当たり何平米といふ一つの規格がござりますね。それから比較していくと、見てにトenkしての3トじや何トかと異なってますが、二二二、三年目はどうですか。

## 教育委員会

です。

## 19 番

通りですね。それで、今後の展望について5年計画で分校を考えていらっしゃるのですか。

## 9 番

今、19番さんとの関連で、去年の経済民生教育審議委員会や義務小学校区分について場所による児童入学者がどうなっているかと聞きましたら、約80名くらいいらっしゃるとおっしゃいました。それに財政省や教育委員会はどういうふうな措置を取られましたか。

おさらに向うだけにやむと想ひますが、特に私が印象を受けたことは、復帰前から学校からゆる施設が民政府補助でやっておりましたが、今後制度が一本化されると、約3分の1の市負担と対応しきりやいかんといふことは財政的に非常にしづかでなく3款でござります。市民に対して大きな負担になると聞いておもいかけれども、現在まで住民登録のみのままだけやっておられたが、(住民基本台帳)ができたとおもいかけれども、現在まで住民登録のみのままでありますと想ひかけられども、新年度から教育委員会についてどうふうな対処策をもつたらありますか。

## 教育委員会

義務小学校、これは他の小学校も同じですが、特に義務小学校の場合に行なう賛成入學というか今

多いといふことで、福祉入浴を申し立てても個別にレ  
ではちゃんと手続きが済んでこない。これが地域に住  
民登録が消されて、住民登録をもつて審査会に至る  
のであからざれば受け付けなければいけないのです。

### 9 症

保護者にてこちらの住民登録といふことの確  
認をしてエカニシテあるが、

### 教育委

保護者にて子供が今この地域に子供を籍  
を勤めたり、これからも万が一どうな關係かされま  
すが、これが保護者に行方不明です。

### 9 症

現家の問題としてお、保護者にて個人のいじ  
めや虐待について

### 教育委

現家の問題として、1ヶ月親ではお、親権者の方  
がいる事ですが、そこには勤められてからにそれを保護  
者として勤めてこられてすが、籍をここに移さしたら、  
子供がここに居続けていたら、審査会としては發せんする  
でありますとおもふべきが、どちらに聞いては向うでも  
校区でも非常に学校としても問題であるといふので、  
特に今は詐欺の手口に横暴も不思議な跡跡それ、  
腰かけも下足万歩といふ状態で非常に問題になってしま  
る事で、そこで西東山高架といい跡跡、ケンヤ浦添  
川、佐渡川等、ここの方に登録入庫をしてくれるといふ

192  
丁寧書があつた紙です。これを文教局を通じて、ここの宣野洋の教育委員会に奉記していと申せられました。それで、それについて校舎の学校と相談されねばならぬし、学校の事情と校舎の事情も聞かなければなりませんし、それが委員会としては実際は今、嘉数の場合備品や校舎、施設が不足されて、さればどうなつていてもレポート書である。そこで、向こうから正式な年報を下してこないで、何をしろとされ、それを打ったもとにやう結局は個々親戚などに手紙を書く形で何を何とおぼつかないでやがて、向こうの自治会長とP.T.A会長、それから方々が一緒に集つて、されば実際に親もここの何方かにわかれればそれを乗り付けていたうにしだらうが、どうぞ誰で横並びですか、そして自治会長や住民登録をおろには自治会長が実際に居住證明の手札をやつて、ここで受け付けておらじと、どういうふうになつておりますので、自治会長よりおれは受け付けておらじとして、居住證明は実際にここの居住に行ければこの居住證明は受け付けておらじとしているふうを申しあわせをして、それがらむつたうと思つております。

## 9 着

私は自治会長、P.T.Aの二つは聞いておりませつてす。今、19着ふうの二階構造のうちに児童数に比較して運動場も狭い、教室も少い、417名の子供達は宣野洋公民の恩恵を蒙つて学校に行つてゐる。これが親権者はそれに對する義務体験しておらじ立場がでます。委員会の委員はつた者云々でア。

教育長

委員会とすれば、ここに居住していなければ受け付けること。

◎ 県

いや、それがどうか手続きで現在までがられすか

教育長

いうです。

◎ 県

たしかに親権者がこちらにいっておられすか  
入学を許可しているか。これが今までやり方で誰かが  
保護者に代わってやつるというふうな方法で入学を許  
可している状況ですか。

教育長

いうです。今してたります。

◎ 県

いうなりますと現行の法律の中でいくらでも受け  
付けてやらねといつことに在りませんか。

教育長

したが、ここでは居住してからいつまで受け付けて  
可か。

◎ 県

私は現場の方が違うみたいやつあります。現場

(49) の責任者が80名からおりそれが二つ目で、学校現場、私と家庭訪問についてはかなりかかると思われます。一番やがてやさしいのは、これで現われた教育行政と私は学校現場の責任者から聞いてあります。我々経済民生委員会は、そういうことに付けて教育委員会にいろいろ措置をとられて、いかがうかうを審議で論じられらるであります。

### 教育委員会

委員会にしてあります。車入希望を何れたときに保護者と一緒に来ます。保護者もつれて来たりに付けてあります。ところが、実際には二つに住民登録をしてからこれは受け付けてくれればいいと思ふます。

### 9 総

いやお聞きしていいのですが、現行の教育行政の中で、こういった市町村自体が教育行政、いろいろやり方ありますけれども、これは市町村主体的なやり方、教育行政の基本的な姿勢の問題なんじゃないですか。どうお考えですか。現行法でどうなっていますか。

現意匠が親権者を別に住んで場合に、そういう市町村で義務教育の受け方をする対象になるかじつか。議長、しばらく休憩して下さい。

### 議長

（休憩いたしました。（午後1時2分）  
再開いたしました。（午後1時9分）

## 議 長

行かたに質疑もあきだうでありますので、三案件に付する質疑を終りたいと聞けますが、ご異議ございませんか。

## 議 長

ご異議ございませんので、質疑を終り、あわせて委員長の報告も終ります。

## 議 長

認定第4号、1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を始めます。

## 議 長

御説明頂いたに付し、ご異議ございませんか。

## 議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたして審議に付します。

認定第4号については原案の通り認定第4号に付し、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

## 議 長

ご異議ございませんで、認定第4号は原案の通り認定第4号に採決を行なわれた。

議 長

議案第134号、期末予算と特例に関する条例についての討論を始めます。

議 長

討論も省略いたしましたが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論も省略いたしました  
表決に付します。

議案第134号につきましては原案の通り可決すること  
につきご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ございませんので、議案第134号につきま  
しては原案通り可決することに決定いたします。

議 長

議案第143号 昭和47年度官府市一般会計  
補正予算につきの討論を始めます。

議 長

討論も省略いたしましたが、ご異議  
ございませんか。

議 長

ご黙議ございまして、討論を省略いたし  
て審議に付します。

議案第143号につきして原案通り可決する  
ことにご黙議ございましょう。

(黙議なしと呼ぶ)

議 長

ご黙議ございまして、原案通り可決すること  
に決定をいたしました。

議 長

議案事件の専門化・數字等の整理について方  
が詰りたいのかなーといつけて、しばらく休憩いたしま  
す。(午後1時11分)

議 長

再開いたします。(午後1時12分)

お詰りいたします。今までに議決された各案  
件について、どの条項、字句、数字、その他の整理  
を要するものにつきまして、その整理を議題に重  
視されたいと思ひます。これにご黙議ございま  
す。

(黙議なしと呼ぶ)

議 長

ご黙議なしと認めます。さて整理を議題に  
専門化することに決定をいたしました。 . . .

議 葉

以上もられて第10回宜野湾市議会定例会  
を閉じて終了した。本日特に長時間慎重に  
審議された結果(午後1時13分)、  
以降、二件もつて閉会いたる。

(午後1時13分)

上記会員の次第は當社が記載したものであるが、  
その内容の正確であることを証するため、ここに記名  
する。

昭和48年 6月 6日

宣傳部長

会員登録名印

下久保 勝 天

会員登録名印

武島 行男 武島

263



